

罰金（法第29条第3号）。措置命令の対象となる。

・マニフェスト保存義務違反

…排出事業者が、交付したマニフェストの写し、返送のあったマニフェストの写しを5年間保存していない場合は、6月以下の懲役、または50万円以下の罰金（法第29条第7号）。措置命令の対象となる。

・勧告に係る措置命令違反

…排出事業者が、マニフェスト交付義務違反等に対する勧告に係る措置命令に違反した場合は、6月以下の懲役、または50万円以下の罰金（法第29条第13号）。

・措置命令違反

…措置命令に違反した者は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科（法第25条第1項第5号）。

※上記は行為者に対する処罰。法人の業務として行った場合、法人に対しても、それぞれの項目の罰金刑が科せられる。

（４）「処理の状況」の確認

排出事業者の責任は、委託先の処理業者にマニフェストを付して産業廃棄物を引き渡しすれば終わり、ということではない。産業廃棄物処理法には「排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行ったうえで、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」（法第12条第7項）と規定されており、最終処分終了に至るまでの注意義務を排出事業者が負うことが明文化されている⁹。

そのうえで、この「処理の状況」の確認方法として環境省は、委託業者から返送されるマニフェストによるもの（4-（3）-2）のほか、以下のような具体例を示している。

○委託先の中間処理施設や最終処分場について、施設を実地に確認する

- ・委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか（最終処分場の残余容量が十分か）
- ・施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
- ・廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- ・（安定型最終処分場の場合）展開検査が適正に行われているか等

○処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認する

なお、都道府県（政令市）によっては、実地での確認を条例で義務づけているところもある。

これらの「処理の状況」の確認を通じて、不適正な処理が行われている事実を把握でき

⁹ 平成22年改正で追加された条項。委託元の排出事業者が委託先の処理施設に立ち入ることの法的裏付けともなっている。

た場合、排出事業者は、委託契約の解除や廃棄物の引渡し中止などの措置を講ずる必要がある。

（５）処理困難通知と「適切な措置」

委託先の処理業者の側で、委託された産業廃棄物の処理が困難になった場合（困難になるおそれがある場合）、その旨の通知が処理業者から委託元の排出事業者へ発せられることになっている。具体的には、①事故(保管上限超過)、②事業の廃止、③施設の休廃止、④埋立終了、⑤欠格要件該当、⑥行政処分（改善命令は保管上限超過）などの場合で、事由発生から 10 日以内に通知することが処理事業者に義務づけられている（法 14 条第 13 項及び 14 条の 4 第 13 項）。

この「処理困難通知」を受けた委託元の排出事業者は、速やかに処理の状況を把握し、適切な措置（新たな処理を委託しない、委託契約を解除して他の処理業者等に処分を委託し直す、再委託基準に則って他の処理業者に再委託させる等）を講じなければならない。なお、引き渡した産業廃棄物について処理終了のマニフェスト返送を受けていない場合は、処理困難通知を受けてから 30 日以内に、顛末を記した「措置内容等報告書」を知事(または政令市長)に提出する必要がある（法第 12 条の 3 第 8 項）。

委託元の排出事業者は、処理困難通知を受けて適切な措置を講じなかった場合、仮に処理を委託した産業廃棄物が不法投棄されるなどして「生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがある」と認められたとき、その支障の除去または支障発生の防止のために必要な措置（撤去費用の負担など）をとるよう命ぜられることがある（措置命令）。すなわち、適切な措置を取らなかったことの「結果責任」を負わされる、ということである。

【行政処分／罰則】

・ 処理困難通知受領時またはマニフェスト未受領時等の適正措置義務違反

…処理を委託した産業廃棄物について、委託先の処理業者において処理基準に適合しない処理が行われて「生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがある」と認められた場合、処理困難通知の受領時やマニフェスト未受領時等に適正な措置を取らなかった排出事業者は、措置命令の対象となる。

・ 措置命令違反

…措置命令に違反した者は 5 年以下の懲役もしくは 1000 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科（法第 25 条第 1 項第 5 号）。

※上記は行為者に対する処罰。法人の業務として行った場合、法人に対しても、それぞれの項目の罰金刑が科せられる。

5. 措置命令

(再掲となるが) 処理を委託した産業廃棄物について、委託先の処理業者において処理基準に適合しない処理が行われて「生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがある」と認められた場合、法令の定める以下の義務を果たしていない排出事業者は、措置命令の対象となる。すなわち、支障の除去または支障発生の防止のために必要な措置(撤去費用の負担など)をとるよう命ぜられることがある(法第19条の5)。

○委託規準に違反する委託をした排出事業者

○マニフェスト交付義務違反など、当該産業廃棄物の一連の処理の行程におけるマニフェストに係る義務に違反した排出事業者

また、上記事項に直接違反はしていなくても、不適正な処理を行った処理業者に資力がないなど、処理処分者等のみでは支障の除去等の措置を講ずることが困難である場合(または講じても十分でないとき)、以下に該当する排出事業者は、措置命令の対象となる(法第19条の6)。

①当該産業廃棄物の処理に関し、適正な対価を負担していない排出事業者

…その地域における当該産業廃棄物の一般的な処理料金の半値以下の料金を処理委託を行っており、かつ、当該料金に合理性があることを排出事業者が示せない場合

②不適正な収集、運搬または処分が行われていることを知っていた(知ることができた)排出事業者

…「知ることができた」とは、排出事業者等において、一般通常人の注意を払っていれば当該不適正処理が行われることを知り得たと認められる場合をいう。例としては、処理業者が、過剰保管等を理由として改善命令等の行政処分を受け、または不適正処理を行ったものとして行政の廃棄物部局による立入検査等を受けもしくは周辺住民から訴訟を提起されるなど、不適正処理が行われる可能性が客観的に認められる状況があったにもかかわらず、排出事業者がその状況等について問い合わせや現場確認などの調査行動を何ら講ずることなく、当該業者に対して処理委託を行い、または継続中の処理委託契約について解約等の措置を講じず、結果的に生活環境の保全上支障が生じ、または生ずるおそれが生ずるに至った場合が該当すること。なお、排出事業者が何らかの調査行動を講じながらも当該処理業者に処理委託を行った場合に、排出事業者において、不適正処理が行われないものと判断したことに正当な理由があったことを示すことができない場合も、これに該当する。

③最終処分終了に至るまでの注意義務を怠った排出事業者

…例えば、委託先の選定に当たって、合理的な理由なく、適正な処理料金か否かを把握するための措置（例えば、複数の処理業者に見積もりをとること）を取っていない場合、不適正処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者でないかを把握するための措置（例えば、最終処分場の残余容量の把握、中間処理業者と最終処分業者の委託契約書の確認、処理実績や処理施設の現況確認、改善命令等を受けている場合にはその履行状況の確認）を取っていない場合が該当する。また、産業廃棄物の委託先での「処理の状況」の確認（4-（4）参照）を行っていない排出事業者についても該当する可能性がある、と環境省は通知している。

【罰則】（再掲）

措置命令違反

…措置命令に従わない場合は、刑事処分（5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこの併科）に処せられる（法第25条第5号）。

なお、都道府県知事により産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として認められた「優良産廃処理業者」は、産業廃棄物の処理状況や、産業廃棄物処理施設の維持管理の状況など、産業廃棄物の処理に関する情報を公表することとされており、排出事業者等が、これらの情報を十分に比較、吟味した上でその産業廃棄物の処理の委託先を選定している場合には、前述の注意義務の履行に関する一つの要素として考慮できるものとされている。

